

■第396回食品安全委員会

日時：平成23年8月25日（木）14：00～15：06

傍聴者：14名

議事概要：

（１）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

１）微生物・ウイルス「生食用食肉（牛肉）における腸管出血性大腸菌及びサルモネラ属菌」に係る食品健康影響評価について

・微生物・ウイルス専門調査会における審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。なお、今回の食品健康影響評価の結果を踏まえ、生食用牛肉の分かりやすいリスクコミュニケーションに引き続き努めていくこととなった。

（２）農薬専門調査会における審議結果について

１）「フェントエート」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・担当委員の廣瀬委員及び事務局から説明。

・取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

* 殺虫剤で、稲、だいち、ばれいしょ等を使用し、かんきつへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（３）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

１）添加物「サッカリンカルシウム」に係る食品健康影響評価について

・「添加物「サッカリンカルシウム」、「サッカリン」及び「サッカリンナトリウム」のグループの一日摂取許容量（ADI）を3.8mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

* 甘味料として欧米諸国等で広く使用が認められています。

２）農薬「アラクロール」に係る食品健康影響評価について

・「アラクロールのADIを0.01mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

* 除草剤で、なし、ぶどう等を使用し、魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

３）農薬「ブタクロール」に係る食品健康影響評価について

・「ブタクロールのADIを0.01mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

* 除草剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準の設定要請がされています。